

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日〇会社に入社し、平成〇年〇月〇日離職するまで夜間の牛舎内の巡回及び牛の分娩補助作業員として業務を行っていた。

請求人は①畜産関係の仕事が未経験で、生き物を扱うことに責任を感じ、出産した牛を死なせその失敗に対し、社長や同僚から叱責されたこと、②子牛を運ぶなど体力的にきついこと、③作業環境が悪かったこと、④夜間に牛の出産があり経験のない請求人が主になり分娩作業を行ったこと、⑤分娩が重なった際には応援の人が来ない・来てもすぐ帰るなど会社の支援体制が整っていないこと、⑥長時間労働だったことが原因で「抑うつ状態」が発症したとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務による心理的負荷が主要な原因で発症したものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

会社で勤務中に発症した傷病は業務による心理的負荷であることは明らかである。よって不支給決定処分の取り消しを求める。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F 43.2 適応障害」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

ア 子牛を死産させたことにより事業主に叱責されたことは、「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、事業主、同僚等の聴取内容から、事業主の言動は通常の業務指導の範囲内と判断されることから、心理的負荷の強度は「Ⅰ」に修正する。

イ 請求人が分娩の応援を呼んでも同僚は来ない、来てもすぐに帰り無視されたと感じたことは「同僚とのトラブルがあった」に該当し、心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。

ウ 請求人は長時間労働と申し立てるが、事業主、前任夜勤勤務者、日勤勤務者の聴取内容及び当該期間の分娩牛の頭数から、所定の休息時間は十分確保されていたと判断する。

エ 「出来事後の状況が持続する程度」の心理的負荷の評価について、恒常的な長時間

労働は認められないこと、仕事の量・質・責任の変化は認められないこと及び、職場の支援協力等の欠如は認められないことから、出来事後の状況が持続する程度に過重性は認められない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の心理的負荷の評価は認められない。一方、個体的要因は否定しがたい。

(4) 結論

以上より、業務による心理的負荷の総合評価は「強」には至らないことから、本件疾病は業務に起因するものとは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

ア 子牛を死産させたことにより事業主に叱責されたことは、「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、事業主、同僚等の聴取内容から、事業主の言動は通常の業務指導の範囲内と判断されることから、心理的負荷の強度は「Ⅰ」に修正することが相当である。

イ 請求人が分娩の応援を呼んでも同僚は来ない、来てもすぐに帰り無視されたと感じたことは、「同僚とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。

ウ 請求人は長時間労働と申し立てるが、事業主、前任夜勤勤務者、日勤勤務者の聴取内容及び当該期間の分娩牛の頭数から、所定の休息時間は十分確保されていたと判断する。

エ 「出来事後の状況が持続する程度」の心理的負荷の評価について、恒常的な長時間労働は認められないこと、仕事の量・質・責任の変化は認められないこと及び、職場の支援協力等の欠如は認められないことから、出来事後の状況が持続する程度に過重性は認められない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の心理的負荷の評価は認められない。

個体的要因は請求人、同僚等が申し立てているメンタル面が弱い、社会に対して反感を持っている、一生懸命さがなく、といった性格傾向が認められる。

(4) 結論

以上から、「対象疾病に該当する精神障害を発病している」との要件は満たしているが、業務による心理的負荷の総合評価は「強」には至らないことから、本件疾病と業務との相当因果関係は認められず、業務上の疾病と認めるのは困難である。

よって、請求人に発症した本件疾病は、業務に起因するとは認められず、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。